

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第1節 水辺環境の整備・活用	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	水辺環境の整備・活用	総合計画書記載ページ	P68-71	氏名	丹羽 至						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民との協働により、多様な生き物が生息しやすい水辺環境が守られています。 ●環境学習等を通じて多くの市民が自然のすばらしさを理解し、自然を身近に感じています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブなど市民団体と協働し、水辺まつりや水生生物調査を行い、水辺の生物多様性の保全や水辺環境教育に努めた。 ・第3次五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）の庁内推進組織である「岩倉市五条川自然再生整備等推進会議」を開催し、計画の推進を図った。 ・「岩倉市五条川魚釣りルール検討会議」を4回開催する中で、パブリックコメントも実施し、「岩倉市五条川魚釣りルール 10 か条」を定めた。また、分かり易くするため、子ども周知用チラシのイラストを岩倉総合高等学校の生徒に作成してもらった。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	五条川などの水辺に親しみを感ずる市民の割合	%	年度	基準値	H25	H26	H27		H28	H29	H32
			H26	72.3	-	72.3	-	72.7	69.5	80.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 五条川の保全・整備	指標生物に基づく水質階級	Ⅲ (H26)	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ				○	
① 五条川の保全・整備	五条川の自然環境を保全し、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するために、五条川自然再生整備等基本計画に基づく、自然環境と調和した護岸整備などの多自然川づくりを県に要望し、自然と共生した川づくりを市民とともに推進します。					第3次五条川自然再生整備等基本計画（第3次計画）を推進する庁内組織である、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議を平成29年7月に開催し、関係部署と情報の共有を図り、進捗状況を確認した。 五条川下流部清掃を北名古屋市と同日に合同実施を行う予定だったが、雨天のため中止となった。 第3次計画の施策「魚釣りのルールの検討」について「岩倉市五条川魚釣りルール検討会議」を4回開催するとともに、パブリックコメントを実施し、「岩倉市五条川魚釣りルール 10 か条」を定めた。また、分かり易く周知するため、子ども周知用チラシのイラストを岩倉総合高等学校の生徒に作成してもらった。	第3次計画の実現のため、より一層の市民・事業者との協働が必要である。	引き続き、岩倉市五条川自然再生整備等推進会議で、関係部署と情報の共有を図る。 第3次計画の実現に向け事業を推進していく。 岩倉市五条川魚釣りルール 10 か条を周知していく。	○	
(2) 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	矢戸川大市場橋地点のBOD値	3.0 mg/ℓ (H26)	2.1 mg/ℓ	1.6 mg/ℓ	2.0 mg/ℓ				◎	
① 巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用	巾下川や矢戸川における水辺環境の保全・活用を図るために、関係機関との調整を行いながら、水辺環境整備などを促進します。また、アダプトプログラムなどを通じて市民や市民団体などと協働により環境の美化に努めます。					岩倉団地自治会が中心となり、市民や市民団体と協働して、矢戸川の清掃を行い、水辺環境の保全に取り組んでいる。	特になし。	県や関係市と調整を図りながら、水辺環境整備を推進していく。 アダプトプログラム等の新規参加を募るなど、市民との協働による環境美化活動を推進していく。	◎	
(3) 水辺環境のネットワーク化									○	
① 水と緑のネットワーク化	豊かな自然環境を守り育てるために、五条川や矢戸川、巾下川を中心とする水資源と、桜並木や街路樹などの市街地に点在する緑資源のネットワーク化を図ります。また、自然生態園や学校ビオトープ、農地なども含めて、五条川を中心としたビオトープネットワークの形成に努めます。					岩倉の水辺を守る会や岩倉五条川桜並木保存会などの市民団体と協働し、五条川を保全・整備する活動を行っている。 自然生態園を適正に管理し、環境や生物の多様性の維持に努めている。	ビオトープネットワークの形成について、検討する必要がある。	引き続き、ビオトープネットワークの形成について、情報収集を行いながら必要な施策を検討していく。	○	
② 水辺の生物多様性の保全	生態系に配慮して水辺の生物の多様性を保全するために、自然再生や生物の保護育成をはじめ、水質の浄化や冬季における五条川の流量拡大、低水路の確保、多自然型河川整備などの取組を関係機関に要望します。					岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携して、水辺の生物の多様性の保全に努めている。 平成28年度に引き続き、岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲したア	五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関に要望していく必要がある。	引き続き、五条川の流量拡大、自然と共生した水辺環境整備の取組について、関係機関に要望し	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						カミミガメは駆除した。 身近な自然にどんな生き物が生息しているかを知るため、募集した市民と岩倉ナチュラルリストクラブなどの市民団体と協働で、生き物調査を行い、「いわくら生きものガイドブック」を作成した。		ていく。		
(4) 市民活動への支援と広域的な連携	水辺まつり参加者数	550人(H26)	700人	500人	800人				○	
① 環境ボランティア・市民活動団体の育成・支援	市民主体の環境保全活動を推進するため、環境ボランティアの育成や市民活動団体との連携・支援を行います。					岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブと連携することで、団体の活動の支援に努めている。 市民・市民団体がアダプトプログラムとして五条川の清掃を行った。	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブとの連携・支援の充実やその他の団体等の育成が課題である。	岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラルリストクラブとの連携や支援を充実させ、その他の団体等の育成に努める。	○	
② 水辺環境教育の充実	市民団体などとの連携により、小学校における水生生物調査や学校ビオトープなどを水辺環境の大切さについて学ぶ場とするとともに、水辺まつりや親子自然探検隊、クリーンアップ五条川などの市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発を図ります。					五条川小学校における水生生物調査のほか、市民団体との協働によるイベント（水辺まつり、環境フェア等）においても水辺環境の大切さを学ぶ場を設け、意識啓発に努めた。	環境イベント等への参加者を増やすことが必要である。	小学校における水生生物調査や市民団体による環境イベント等を通じて市民に対する意識啓発に努める。	○	
③ 広域連携の強化	広域的な観点から水辺環境の整備・活用を一体的に進めるために、県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを積極的に推進します。					五条川流域市町の河川に関するイベント情報などを、流域市町に発信している。 毎年、尾張西部環境保全連絡協議会において、合同で広域的な水質調査を実施しており、岩倉市内でも五条川を始めとして9か所で調査を実施している。 五条川下流部清掃を北名古屋市と同日に合同実施を行う予定であったが、雨天のため中止となった。 尾張西部生態系ネットワーク協議会に参加し情報収集に努めた。	県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを、より一層進める必要がある。	県や近隣・流域関係市町等との連携や他市町の自然保護団体などとの情報交換などを行っている。	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第2節 公園・緑地					責任者	所属	維持管理課	
基本施策	公園・緑地			総合計画書記載ページ	P72-75					氏名	高橋 太		
施策がめざす 将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしの身近な場所に、市民のだれもが気軽に憩える公園や緑地があります。 ●地域住民が自ら担い手となって、地域の公園が守り育てられています。 			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度都市計画決定、平成28年度事業認可を受けた「石仏公園」について、平成28年に引き続き用地買収を実施し事業の進捗を図った。 ・保護樹等については、剪定費に対する補助金の実施と倒木等による第三者被害に対応する賠償責任保険の加入により、所有者が維持管理するための支援に努めた。 								
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	身近な公園・緑地の多さに満足している市民の割合			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	77.1	77.1	-	-	67.7	66.4	82.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 公園・緑地整備	公園等の整備・管理に満足している市民の割合	74.3%(H26)	72.7%	-	78.0%					○
	多目的トイレが整備された公園数	16園(H26)	16園	16園	16園					
① 公園・緑地の整備	公園・緑地の持つ多様な機能を生かした生活環境を形成していくために、平成23年度に見直した緑の基本計画を基に、公園・緑地の確保と適正配置に努めます。					平成27年度に都市計画決定した「石仏公園」について、平成28年4月8日に愛知県より都市計画事業としての事業認可を受け、同年度より用地買収に着手しており、用地買収率は平成29年度末で22.3% (2,320.7㎡) である。		「石仏公園」の早期整備を目指しているが、引き続き、公園・緑地の確保と適正配置に努める。	引き続き、公園・緑地の確保と適正配置に努める。	○
② 既存公園の魅力化・長寿命化	地域性や自然環境などを生かして既存公園の魅力アップを図るため、施設等の更新の際には、地域住民のニーズを反映させるなど特色のある公園づくりを進めます。また、遊具等の施設については、計画的な点検・補修を通じて安全性の確保と長寿命化を図ります。					遊具の点検を計画的に行い、不良箇所は適宜補修を実施し、遊具の安全の確保に努めた。		限られた予算での適正管理する必要がある。	引き続き、遊具の点検を計画的に行うとともに補修を実施することに重点を置き、遊具の更新は必要最低限とする。	○
③ 水と緑のネットワーク化	「水辺環境の整備・活用」の再掲 (P70)									
(2) 公園・緑地の維持・管理	アダプトプログラムなどの清掃が実施されている公園数	7園(H26)	7園	6園	12園					○
	アダプトプログラムなどの清掃を実施している団体数	10団体(H26)	11団体	10団体	13団体					
① 市民参加による公園の維持・管理	身近な公園に対する地域住民の愛着を育むために、地元区に植栽や公園施設の維持・管理業務を委託するなど、地域単位での主体的な公園の維持・管理を推進します。また、アダプトプログラムなどを活用して、市民やボランティア団体などの参加と協力により清掃等が行われる公園の拡充に努めます。					アダプトプログラムとして清掃が実施されている公園数及びアダプトプログラム参加団体数について、現状維持することに努めたが、1園、1団体減った。		あくまでもボランティアによる清掃のため、公園ごとの清掃頻度に差がある。また、高齢化や公園を利用する機会の多い子育て世代の参加が少ないことが課題である。	引き続き、地域の方に愛着を持っていただくよう、地元区へ委託することやアダプトプログラム等による清掃を呼びかける。	△
② 公園・緑地への美化意識の向上	広報紙やホームページ、学校教育や生涯学習活動等を通じて公園・緑地の美化の啓発に努めます。					アダプトプログラムによる公園美化について、広報紙に掲載しており、ホームページでも啓発を行っている。		啓発方法の工夫が必要である。	引き続き、啓発に努めるとともに、効果的な啓発方法について検討する。	○
(3) 緑の保全・育成	公共施設緑化率 (緑の基本計画に基づく)	15.3%(H26)	15.3%	15.2%	16.0%					△
	保護樹	88本(H26)	88本	86本	100本					
	保護樹林	9か所(H26)	9か所	9か所	10か所					
① 既存の緑の保全	地域で親しまれ大切にされている大木や古木などの緑を守るため、保護樹・保護樹林の指定制度を活用して社寺境内等の樹木や樹林、あるいは、屋敷林など民有地の緑を保全します。					保護樹等の剪定費に対する補助金について、11件交付した。		特になし。	引き続き、有効な支援となるように制度の検証を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
② 公共施設の緑化推進	新たな緑を育成していくため、公共施設のオープンスペースにおける植栽や道路の街路樹などの緑化を推進します。					新設及び改築する公共施設では市の指導要綱以上の緑地面積を確保することとしており、都市計画道路の整備にあたっては緑の基本計画に基づき街路樹の植栽を計画している。		緑化を新設する以上に既存緑地における枯木部分への補植が増加しており、公共緑化率が伸び悩んでいる。	未整備となっている幹線道路の街路樹について、緑の基本計画の改訂に併せ、見直しを検討していく。	△
③ 住宅地の緑化促進	うるおいとゆとりのある生活と地球温暖化防止などのため、緑を積極的に取り入れた住宅の建設に関する啓発に努めます。また、花のある街づくり事業により、住宅の緑化を促進します。					市の宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の住宅開発に対して緑地を整備するよう開発業者に指導している。		指導要綱に該当しない住宅建設に対しては、指導対象とならないので、緑化率向上に対するPR等の検討が必要である。	一過性の対応とならないよう所有者等に対する啓発に努める。	△

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	1 総合的な環境政策の推進	総合計画書記載ページ	P76-79	氏名	丹羽 至						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者・行政それぞれが、地球環境に配慮した活動に取り組んでいます。 ●身近な自然環境において多様な動植物の生息環境が守られ、自然とふれあえる場所が増えています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市環境基本計画、五条川自然再生整備等基本計画等に掲げる施策を推進した。 ・市民と岩倉ナチュラルリストクラブなどの市民団体と協働で、自然生態園を含む市内4か所で生き物調査を行い、身近な自然にどんな生き物がいるか知ることができた。また、生き物調査の結果を基に「いわくら生きものガイドブック」を作成した。 ・住宅用太陽光発電システムへの設置費補助（1kWにつき16,000円、上限5kW）に加え、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの設置費にも補助（設置費の4分の1、上限はそれぞれ1万円と10万円）を行い、環境配慮型の製品の利用促進を図った。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	
	二酸化炭素（CO2）削減やリサイクルなどの環境対策に満足している市民の割合	%	H25	78.9	78.9	-	-	85.1	85.7	85.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	身近に生き物や自然が多いと感じている市民の割合	%	H26	47.5	-	47.5	-	46.3	42.9	60.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 総合的な環境施策の推進	環境基本計画策定	策定(H26)	策定	策定	-				○	
	地球温暖化対策地域推進計画策定	-	未策定	未策定	策定					
① 環境対策指針等の策定	地域における地球環境保全の施策を具体化する行動計画として地球温暖化対策地域推進計画を策定します。また、一般廃棄物処理計画などの既存計画の見直しを進めて、環境施策の継続的な推進を図ります。					県が実施した地球温暖化対策地域推進計画の策定に関する研修会に参加し、策定の方法等について学んだ。		地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究が必要である。	引き続き、地球温暖化対策地域推進計画の策定に向けた調査・研究を行っていく。	○
② 環境施策の推進体制の強化	地域における環境保全活動・地球温暖化防止活動の普及・啓発を進めながら、環境施策の着実な推進を図るために、環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、関係部署による計画推進組織の充実や関係機関との連携を強化します。					地球温暖化対策実行計画に基づき設置された各課の環境推進員等に啓発を行った。 雑がみの分別について、広報紙で紹介するとともに、環境委員が分別収集などの場で啓発に取り組んだ。各地区に回覧板で周知することを提案した。		環境施策の推進体制が構築されていない。	環境分野に関する専門知識を有する職員の育成に努めるとともに、推進体制の構築に取り組む。	○
③ 環境基本計画等の推進	様々な環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境基本計画や第2次地球温暖化対策実行計画などの各種計画を推進します。また、計画を推進する中で、環境学習・環境教育を通じて市民一人ひとりの自覚と主体的行動を促し、環境モラル及びマナーの向上を図ります					環境基本計画を推進するため、施策を実行する担当課に平成28年度実績と29年度計画を提出してもらい、取りまとめた一覧を環境審議会に諮り、指摘事項などを担当課にフィードバックさせ、計画の進捗を図った。 地球温暖化対策実行計画環境推進員を中心として、一事業所として空調の適温化等の各種節電対策、LED照明など新エネルギー設備や省エネ機器の導入の推進などの地球温暖化防止対策に取組、温室効果ガスを削減した。（平成28年度実績） 第2次地球温暖化対策実行計画を推進するため、温室効果ガス抑制に向けた取組である「エコチェック23」の徹底を毎月呼びかけている。また、各課で強化月間を設け、選択した取組を重点的に取組んだ。		市民一人ひとりの自覚と主体的行動を促し、環境モラル及びマナーの向上を図る必要がある。	引き続き、環境基本計画等を推進し、市民の環境モラル及びマナーの向上を図る。 第3次岩倉市地球温暖化対策実行計画を策定し、環境施策の着実な推進を図る。	○
(2) 地球温暖化防止の推進	住宅用太陽光発電システム設置費補助件数〔住宅の再掲(P146)〕	73件(H26)	65件	53件	60件				○	
	公共施設における緑のカーテン設置箇所数	16か所(H26)	18か所	18か所	26か所					

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 環境保全率先行動の推進	第2次地球温暖化対策実行計画に基づき、環境配慮型製品の購入などの市の率先行動を一層推進します。また、これまでの実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝え、地域における自主的な行動を促します。					第2次岩倉市地球温暖化対策実行計画に基づき、さわやかエコスタイルキャンペーンなど、環境に配慮した取組を行った。 市民に「日常生活における電気の使用」及び「CO2削減による地球温暖化防止」について考えるきっかけとしてもらうため、CO2削減ライトダウンキャンペーンを実施した。 市が公共施設の太陽光発電屋根貸し事業に取り組み、再生可能エネルギーの利用促進のPRを図った。		実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝えていく必要がある。	実践行動で得た市の成果や知識・技術を市民や事業者にわかりやすく伝えていく。	○
② 屋上緑化・壁面緑化の推進	地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に効果のある屋上緑化・壁面緑化を公共施設に率先して導入します。また、市民や事業者に対しても、住宅地やオフィスビル、工場などにおける屋上緑化・壁面緑化の普及を促進します。					緑のカーテン事業として、公共施設18か所で緑のカーテンを設置した。市民や事業者への緑のカーテン設置の普及のため、緑のカーテンコンテストを実施し、ゴーヤ苗の配布や優秀作品の表彰などを行った。		市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及が課題である。 公共施設において緑のカーテン設置箇所数を、増やしていく必要がある。	公共施設での緑のカーテン設置箇所数を増やしていく。 市民・事業者に対する屋上緑化・壁面緑化の普及を促していく。	○
③ 環境にやさしいライフスタイルの促進	家庭や地域において環境に配慮したライフスタイルの普及・啓発を図るために、エコマーク商品の購入や省エネ型家電への転換などエコライフに関する様々な知識や情報、技術を紹介するとともに、太陽光発電システムやエコカーなどの環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための情報提供や助成事業などを推進します。					広報紙で環境マークについて紹介するなど、エコマーク商品の啓発に努めた。 住宅用太陽光発電システムへの設置費補助(1kWにつき16,000円、上限5kW)に加え、家庭用エネルギー管理システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの設置費にも補助(設置費の4分の1、上限はそれぞれ1万円と10万円)を行った。 環境フェアで「あいちエコチャレンジ21」県民運動の一環として、地球温暖化防止をテーマとするブースを県から委嘱された地球温暖化防止活動推進員が出展した。 市民に節電の取り組みを促すため、「節電でリサイクル運動」を実施した。		住宅用地球温暖化対策設備(太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム)以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図る必要がある。	環境マークについて紹介するなど、エコマーク商品の啓発を行う。 住宅用地球温暖化対策設備以外の環境配慮型の技術・製品の利用促進を図るための取組を検討していく。	○
(3) 生物多様性の保全	自然生態園で生息するトンボの種類	15種(H26)	14種	17種	26種				○	
	環境フェア参加者数	743人(H26)	875人	881人	1,100人					
① 身近な生物多様性の保全	生物多様性の保全を図るとともに、子どもをはじめとした市民が身近に自然とふれあう場として、自然生態園における生物調査や環境保全などの取組を推進します。また、生物多様性と外来生物の問題に対する知識を深めるため、市民や市民団体との協働による市内全域の生き物生息調査等を実施します。					身近な自然にどんな生き物が生息しているかを知るため、市民と岩倉ナチュラリストクラブなどの市民団体と協働で生き物調査を行い、「いわくら生きものガイドブック」を作成した。 岩倉の水辺を守る会と協働で、外来生物調査としてカメの生息調査を実施し、捕獲したアカミミガメは駆除した。		市民や市民団体等と協働で外来生物の駆除事業を行う必要がある。	市民や市民団体等と協働で行う外来生物の駆除事業の検討を行う。	○
② 環境学習の推進	市民一人ひとりが環境保全の担い手となることができるように、環境関連の市民団体等と連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として環境学習などのプログラムや情報提供を充実します。					岩倉の水辺を守る会や岩倉ナチュラリストクラブと連携を図りながら、自然生態園や五条川等を拠点として、水辺まつり、ザリガニ釣り大会、夜の観察会、標本づくりなどのイベントを開催し、環境学習に取り組んだ。		特になし。	引き続き、環境学習などのプログラムや情報提供を実施していく。	◎
③ 市民や事業者との協働関係の強化	地域ぐるみによる自然環境の保全を推進するために、自然や環境に関わる市民の自主的な活動の促進・支援を図ります。また、市民・事業者・行政が相互に役割を果たしながら協働により環境保全に取り組んでいけるよう、市民団体等による協議組織の設立に努めます。					環境フェアを市民・事業者・行政の協働による実行委員会形式で運営し、環境問題に取り組んだ。		市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討の必要がある。	市民団体等による協議組織の設立の必要性を含めた検討を行っていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第3節 環境保全					責任者	所属	環境保全課	
基本施策	2 廃棄物・リサイクル			総合計画書記載ページ	P80-82					氏名	丹羽 至		
施策がめざす将来の姿	●市民や事業者、行政が協働して3Rの取組を推進し、循環型社会が構築されています。			基本施策 の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 日曜資源回収の月4回実施、平成27年4月からのe-ライフプラザの開設による資源排出機会を増加したことにより、市民の資源排出機会が増えている。 民間事業者による資源回収量の調査を行い、市民の資源排出についての実態把握に努めた。 小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の第2期工事（平成28～30年度）のうち、旧施設の解体工事が平成29年度に終了した。 集積場所対策については、警告シールや回覧板、看板等による周知のほか、カラス対策マニュアルの環境委員への配布やホームページへの掲載を行った。また、地区の要望に基づき安全安心カメラの設置を行った。 								
目標値	基本成果指標				単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠	
					年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	
	市民1人当たりのごみ排出量			g/日	H26	476	483	476	472	460	457	430	・年間ごみ収集量÷人口÷365日
	ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる市民の割合			%	H26	65.5	-	65.5	-	68.4	66.1	78.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) ごみの減量化・資源化	ごみの資源化率（公共のみ）	23.0% (H26)	23.2%	23.2%	24.0%				○	
	レジ袋辞退率	89.8% (H26)	88.1%	87.8%	91.0%					
① 3Rの推進と情報発信	<p>広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を充実するとともに、分別収集の徹底やレアメタル含有製品、BDF生成用廃食用油の回収などの分別品目の拡大、環境配慮型の製品や再生品の使用推進などによって3Rを推進し、ごみの減量化・資源化を一層推進します。</p>					<p>広報紙やホームページ、パンフレットなどを通じてごみに関する情報発信や意識啓発を行っている。</p> <p>小学校での環境学習講座が1校増え（岩倉南小）3校となり、また、市民を対象とした生涯学習講座を新たに実施した。</p> <p>平成27年度からe-ライフプラザでの資源回収を始めるとともに、認定事業者と協定を結び家庭系パソコンを回収できるようになるなど、市民の資源排出機会が増えている。</p> <p>より一層の資源化に向けて、特に雑がみの資源化について広報紙により市民に周知するとともに、民間事業者による資源回収量の調査を行い、市民の資源排出の実態把握に努めた。</p>		<p>資源の民間による自主回収、回収拠点の設置等によりごみの公共分の資源化率は依然として高いとはいえない。行政回収や団体回収を利用してもらうために、市民への利用の呼びかけや利用しやすさの調査研究が必要となる。引き続き、燃やすごみに混入されやすい雑がみの資源化への取組も課題である。</p>	<p>雑がみのより一層の資源化に取り組む。</p> <p>引き続き、民間で回収されている資源化量の把握を行い、実質ベースでの市民の資源排出量の把握に努める。</p>	○
② 事業所におけるごみの減量化・資源化	<p>事業所ごみの減量及び資源化のPRを行うとともに、減量計画書の作成、レジ袋の有料化の推進、適正包装の普及、ごみの自主回収などについて訪問指導を行い、事業所から発生するごみの減量化・資源化に努めます。</p>					<p>大規模事業所には毎年減量計画書の提出を求めるとともに廃棄物管理責任者を選任してもらい、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に努めた。</p> <p>レジ袋の有料化については、広報紙による周知、各店舗による消費者への呼びかけにより、レジ袋辞退率は高い値で推移している。</p> <p>小牧岩倉衛生組合でのごみ内容物調査の結果を踏まえて、市内コンビニエンスストアに対しごみ分別の徹底と食品リサイクルへの協力を促した。</p>		<p>事業所ごみの適正処理（市の集積場所に出さずに許可業者に依頼する）の促進が課題である。レジ袋辞退率は高い値で推移しているが、さらなる活動の拡大が課題となっている。</p>	<p>引き続き、小牧岩倉衛生組合で行われるごみ内容物調査の結果を踏まえ、事業者への指導に努める。</p> <p>レジ袋の有料化については、参加店舗に対する継続の呼びかけと新規の参加店舗の開拓に今後も努める。</p>	○
③ リサイクル拠点の充実	<p>市民の資源排出機会を増やすために日曜資源回収やe-ライフプラザの利用促進を図るとともに、更なる利便性の向上のために開設日時の拡大について研究・検討を行います。また、3R活動の普及・啓発を図るために、市民が集まるイベントなどにおいてリサイクル品の提供の呼びかけや展示・販売を実施します。</p>					<p>市民の利便性を図るため日曜資源回収を月4回実施している。平成27年度から平日の資源回収の拠点として「e-ライフプラザ」を開設し、利用人数は増加傾向にある。</p> <p>環境フェアにおいて、食器等のリサイクル品の展示・販売を実施した。</p>		<p>利用者が日曜資源回収に集中しないように、平日のe-ライフプラザについて、さらに市民へ周知していく必要がある。</p>	<p>e-ライフプラザの利用を更に促すため、市民へのPRを積極的に行うとともに、利用しやすさについても創意工夫し、資源</p>	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
								化率の向上を図る。		
④ 生ごみ等堆肥化の推進	生ごみの減量・資源化を推進するために、生ごみ処理機の普及を促進するとともに、市民団体等の活動を支援しながらボカシの普及と使用促進に努めます。また、樹木の剪定枝や落ち葉の資源化・堆肥化の調査・研究を進めます。					市民団体と協働で、ボカシを用いた生ごみ堆肥化の事業であるフラワーリサイクル事業を、39人のモニターの協力により実施している。 生ごみ処理機の購入補助制度により、生ごみの減量化を支援しており、平成29年度は5台の補助を実施した。		フラワーリサイクル事業について、現在のビニールハウスでは堆肥化できる生ごみの量に限度がある。	フラワーリサイクル事業の今後の展開と市民団体の自立と支援の方法等を検討していく。 剪定枝の資源化について、引き続き、調査・研究を行う。	○
⑤ 市民団体との連携・支援	地域ぐるみでごみの減量と資源化を進めるために、3R活動などの環境関連の活動に取り組む市民団体との連携を図るとともに、こうした市民主体の活動が充実するように、組織づくりや自主的な活動を支援します。					ごみの減量・資源化を図るため、3R活動に取り組む市民団体と連携し、環境フェア（24団体参加）やクリーンチェックいわくら（145団体参加）を実施するなど、市民主体の自主的活動を支援した。		特になし。	引き続き、市民団体活動の支援に努める。	◎
(2) 廃棄物の適正処理	不法投棄件数	10件(H26)	8件	7件	20件				◎	
① 廃棄物不法投棄対策	廃棄物の不法投棄を防止するために、警察や県等の関係機関や地域と連携を図りながら、警告看板や移動式不法投棄防犯カメラの活用、パトロール等による周知・啓発を行うとともに、早期の発見及び回収を実施します。					不法投棄重点対策地域や地区からの要望のあった場所に安全安心カメラを設置することにより、不法投棄が減少した。警察や地域と連携を図りながら、警告看板やパトロール等による周知・啓発に努めた。		施策の実施により不法投棄抑制の効果が現れているが、地区からはごみの集積場所への安全安心カメラの設置要望が増えている。	今後も安全安心カメラをはじめとした対策を実施することにより、不法投棄抑制を維持継続させていく。	◎
② ごみ処理施設の整備	小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設の適切な管理運営及び計画的な施設の更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。					小牧岩倉衛生組合ごみ処理施設については、平成28年度より第2期工事（平成28～30年度）として旧施設の解体工事やストックヤード等関連施設の整備工事等を実施している。平成29年度には、このうち旧施設の解体工事が終了した。		特になし。	平成30年度は、ストックヤード等関連施設の整備工事等が終了する。	◎
③ し尿処理施設の整備	愛北広域事務組合し尿処理施設の適切な管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行うとともに、施設周辺の環境保全対策を充実します。また、し尿処理施設からの処理水の適正処理について検討を行います。					愛北広域事務組合し尿処理施設の管理運営及び施設の計画的な更新・整備を行っている。五条川右岸浄化センターへ処理水の放流を行っている。		特になし。	引き続き、一部事務組合において、適正に管理運営していく。	◎
④ 集積場所におけるルール違反対策	ごみ集積場所のルールとマナーの遵守を普及・啓発していくとともに、混合排出、日時を無視した排出など特にマナーの悪い集積場所については、移動式不法投棄防犯カメラの活用等によりルールを徹底させていくことを検討します。					マナー違反ごみへの警告シール貼りの徹底や回覧板による周知を行うとともに、地区からの求めに応じて看板の設置、早朝の見回り、周辺住民へのチラシのポスティング等を実施した。 カラス対策マニュアルを環境委員に配布し、ホームページにも掲載した。 地区からの要望をもとに安全安心カメラの集積場所への設置を行った。		集積場所のマナー違反については、継続して指導を続ける必要がある。	今後も地区との連携を図りながら、ルールとマナーの遵守を周知していくとともに、対策の効果の検証に努める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第3節 環境保全	責任者	所属	環境保全課					
基本施策	3 生活環境の向上	総合計画書記載ページ	P83-85		氏名	丹羽 至					
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●公害のない環境が保全され、快適で安全なまちになっています。 ●市民一人ひとりが環境美化活動に取り組み、清潔で美しいまちになっています。 	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応した。公害の防止のため、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。騒音・振動測定、水質調査、航空機騒音の測定を行った。 ・アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらの実施により、市民参加による環境美化を行った。 ・岩倉駅東西出入口において、タバコのポイ捨て防止・路上喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、意識啓発を行った。 ・愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。 								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29		H32
	公害（騒音・振動・水質汚濁等）の防止対策に満足している市民の割合	%	H25	74.9	74.9	-	-	80.2	78.0		80.0
	空き地等の雑草の手入れの状態に満足している市民の割合	%	H25	70.3	70.3	-	-	69.6	64.9	85.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 公害対策の充実	公害苦情処理件数	101 件(H26)	73 件	70 件	60 件					○
	五条川待合橋地点のBOD値	2.0mg/l(H26)	2.4 mg/l	2.1 mg/l	2.0mg/l					
① 生活型公害の防止	日常生活に起因する騒音や振動、悪臭、雑草などの公害については、実態の把握や個別指導を通じて速やかな解決を図ります。また、環境にやさしい生活・活動を促すための啓発・学習の取組を充実し、環境意識の高揚及び生活モラルの向上を図り、生活型公害の未然防止に努めます。					苦情に対し現地確認を行い、速やかに対応した結果、ほぼ短期間で解決できた。公害の防止について、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。		新たな啓発や学習の取組を行うことが課題である。	引き続き、苦情には迅速に対応する。 新たな啓発や学習の取組に努める。	○
② 産業型公害の防止	工場から発生する騒音・振動等の事業活動に起因する公害を防止するため、迅速に実態調査を行うとともに、事業者自ら環境負荷の低減に努めるように公害防止施設・設備の整備や改善等の指導・要請を行います。					苦情に対し現地確認を行い、調査の結果、指導・要請を行った。公害の防止について、広報紙やホームページなどで啓発を実施した。		騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。	引き続き、苦情には迅速に対応し、速やかに解決しない案件には、粘り強く指導・要請を行っていく。	○
③ 総合的な公害対策	大気汚染や水質汚濁、航空機騒音、振動等の測定調査により環境汚染や公害の実態監視を強化します。また、県と連携を図りながら法令等に基づき迅速に指導を行うなど発生源への防止対策を強化し、地域の生活環境の保全を総合的に推進します。					環境汚染や公害の実態監視は、主要県道2か所における道路交通の騒音及び振動の測定調査の実施、五条川、矢戸川や主要水路など9か所の水質調査の実施、航空機騒音については、岩倉東小学校において定期的に測定を実施した。		騒音や振動など県や市の条例に基づく指導には、営業停止などの強制力はないため、解決に時間がかかることが課題である。	引き続き、主要県道の騒音、振動測定、五条川等9か所の水質調査、航空機騒音の測定を実施する。 必要に応じ、悪臭測定等を行う。	○
(2) 生活環境の保全	アダプトプログラム里親登録数	2,300 人(H26)	2,279 人	2,266 人	2,800 人					○
	クリーンチェックいわくら参加者数	7,812 人(H26)	7,367 人	7,263 人	8,400 人					
① 市民参加による環境美化	より多くの市民が環境美化に取り組み、市民自らが清潔で美しいまちづくりの担い手となるよう、地域や事業所などにアダプトプログラムやクリーンチェックいわくらなどへ参加を呼びかけるとともに、ポイ捨て・ふん害対策など美化活動への意識啓発を行います。					アダプトプログラムやクリーンチェックいわくらの実施により、市民参加による環境美化に努めた。 ふん害対策として、岩倉の水辺を守る会と協働して、五条川の堤防に彼岸花を植え、犬の飼い主へ意識啓発を行った。 岩倉駅東西出入口において、タバコのポイ捨て防止・路上喫煙マナーアップキャンペーンを実施し、意識啓発を行った。		アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加が課題である。	アダプトプログラムの里親登録者とクリーンチェックいわくら参加者の増加を図っていく。 引き続き、タバコのポイ捨て防止・路上喫煙マナーアップキャンペーンを行う。	○
② 空き地の適正管理	空き地については、環境衛生だけでなく防火や防犯、景観等の面からも適正な管					岩倉市清潔で美しいまちづくり条例に基づき、苦情のあ		空地（雑草含む）の苦情の件数が増えて	引き続き、苦情には迅	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
	理が求められることから、実態把握及び所有者等に対する指導を徹底します。				った空き地の現地確認をし、所有者等に対する指導を実施した。		おり、所有者に土地の適正管理を協力してもらうことが課題である。 岩倉市清潔で美しいまちづくり条例では、雑草の繁茂の指導に限られるため、すべてのケースに対応することが困難である。	速に対応し、土地の適正管理を所有者に促す。	
(3) 斎場の整備									◎
① 斎場の整備	愛北広域事務組合の構成市として、斎場の計画的な整備・維持管理に努めるとともに、効率的・効果的な事業運営に努めます。				愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めた。		特になし。	引き続き、愛北広域事務組合の構成市として、斎場の適正な管理運営に努めていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち				節	第4節 防災・防犯					責任者	所属	危機管理課
基本施策	1 防災・浸水対策				総合計画書記載ページ	P86-89					氏名	秋田 伸裕	
施策がめざす 将来の姿	●行政の防災・危機管理能力が高まり、災害に対する不安が少ないまちになっています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・平成29年度に締結した災害時の支援協定としては、市内の社会福祉法人与自然災害時に施設を知的障がい者の福祉避難所として利用をする協定を締結し、また、民間企業と避難所等で必要となる仮設トイレや発電機等の生活関連資機材、物資の運搬に必要な車両等の優先的な提供を受けることができる協定を締結することができた。 ・震度5弱以上の地震発生時に避難所として開設する5つの小学校に発信専用の災害時優先電話である特設公衆電話の整備を行った。 ・大規模地震発生時に市内に発生することが想定される帰宅困難者対策として、中央公園を帰宅困難者支援ステーションと位置づけ、テント、飲料水、支援マップの整備を行った。							
	●自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。												
	●浸水被害が軽減され、安全に暮らせるまちになっています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	地震や浸水などの防災対策に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	72.4	72.4	-	-	75.2	70.4	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 防災体制の充実	ほっと情報メール登録者数 (防災情報)	2,012人(H26)	2,801人	3,115人	3,200人				○
① 防災危機管理体制の充実	防災体制を総合的かつ実践的なものに強化するために、関係機関や自主防災組織、事業所、ボランティア団体等を含めた総合防災訓練の充実を図ります。また、自主防災会が実施する地域合同防災訓練への職員の参加や、業務継続計画（BCP）を実効性のあるものにしていくことで、危機管理体制の充実に努めます。					平成29年度の総合防災訓練については、岩倉東小学校で実施をし、491人の参加があった。新たに岩倉総合高等学校の生徒や外国人に参加を促し訓練を実施することができた。 地域合同防災訓練は2小学校区（岩倉南、曾野）で訓練を実施し、職員も訓練に参加した。 平成30年1月に全職員を対象に、地震発生から4時間の災害対応をシミュレーションする業務継続計画対応訓練を実施した。今回から地震発生後、想定される被害等の状況を各課に付与し、それにも対応しながら災害時優先業務を進めていくという実践的な訓練形式とした。	大規模な災害になると、全庁的な連絡・報告・命令体制を構築する必要があり、人材や資機材を同じ場所に集約し、全ての部署の情報を共有するための広いスペースが必要となるため、今回、7階大会議室を災害対策本部として、業務継続計画対応訓練を実施したが、本部への連絡・報告を円滑に行うための通信設備の不足や職員の災害時における役割分担や認識不足など課題が明らかになった。	引き続き各種訓練を行い、そこで出てきた課題や問題点を改善していく必要がある。	○
② 防災情報通信体制の充実	災害情報や被害報告の迅速かつ的確な収集・伝達のために、防災行政無線等の通信機器の充実を図ります。また、いち早く市民に災害情報などを配信するため、同報系行政無線、ほっと情報メール等を活用し、情報伝達に努めます。					災害時につながりやすい携帯電話のデータ域を使用し、災害の現場の写真を送信することもできるIP無線機を10台購入し、風水害時に使用した。無線機については通話の品質も良好であり、有効に活用することができた。 現在、アナログ方式の移動系防災行政無線は、平成31年度にデジタル化を実施できるよう平成30年度当初予算に設計委託料を計上した。 ほっと情報メールは、防災の講話や広報紙により重要な防災情報を伝達する手段として登録を呼びかけた。登録者数は平成28年度と比較して314人増加した。	特になし	平成30年度に行う移動系防災行政無線デジタル化の設計において、市内の電波状況、ランニングコスト等を考慮し、最適なシステムを選定していく。 ほっと情報メールは、今後も機会を捉えて、市民周知を行い、登録者数のさらなる増加を目指す。	◎
(2) 地域防災力の強化	自主防災会地域合同防災訓練の実施校区数	4校(H26)	5校	5校	5校				○
	地震に備えて家具などの転倒防止器具を取り付けている市民の割合	46.8%(H26)	44.6%	42.0%	50.0%				

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）				
個別施策の名称	個別施策の内容										
① 防災意識の高揚	<p>広報紙やホームページで防災に対する意識啓発を図ることで、自分の身は自分で守るという「自助」の意識を高めるとともに、災害に備えた情報提供や各地区で実施する自主防災訓練及び研修等を実施して、市民の危機管理意識の向上や避難場所の周知徹底を図ります。</p>					<p>防災とボランティア週間に合わせて1月号広報に「防災特集」を掲載し、市民の防災意識の向上を図った。 児童館母親クラブ、いわくら塾より依頼を受け、防災講話等を行い、自助の意識向上を行った。また、いわくら市民ふれ愛まつりでは、防災啓発用のコーナーを設けて、備蓄食料の試食、配布や、非常用持ち出し袋、簡易トイレの展示等を行い、自助の啓発活動を行った。 災害対策基本法の改正内容に基づき平成29年3月に行った新たな避難所、緊急避難場所の指定について、4月号広報で周知を行ったほか、地震防災講習会や自主防災会の防災講話でも説明を行った。</p>		<p>避難所、緊急避難場所の表示については、平成28年の内閣府の通知により、全国的に標準化された図記号を用いることが望ましいとされているため。既存の看板の架け替えや新規に設置することを検討する必要がある。 南海トラフ地震の発生確率が、平成30年1月に「今後30年間のうちに70～80%」に引き上げられた。</p>		<p>南海トラフの発生確率が引き上げられたこともあり、市民に危機感を持ってもらえるよう更なる啓発活動を行っていく。 避難所・緊急避難場所の表示の設置と市民の周知用のマップの作成について検討していく。</p>	○
② 自主防災組織の充実	<p>市内全域で組織されている自主防災組織の強化を図り、隣近所が助け合って地域を守るという「共助」の意識を高めるため、防災に関する啓発活動や講座開催、自主的な防災訓練の支援、資機材の援助等の充実を図ります。また、避難行動要支援者の把握や安否確認に地域全体で取り組めるように努めます。</p>					<p>地域合同防災訓練は4小学校区（岩倉北、岩倉南、五条川、曾野）で計画をしたが、台風の影響により2小学校区（岩倉南、曾野）では実施することができなかった。 自主防災会が行う訓練等については、10 自主防災会が13 回実施し、危機管理課、消防本部の職員が支援を行った。 「共助」の意識を高めるため、南部中学校区地区懇談会において、保護者、小中学校の教職員を対象に避難所の運営を疑似体験することができるHUG（避難所運営ゲーム）訓練を実施した。 自主防災会が防災用備品等を購入する場合の補助金である防災対策用備品等整備費補助金は、19 件の申請に対して819,000 円の補助を行い、地域の防災力向上に寄与することができた。</p>		<p>避難行動要支援者の地域での取り組みについては、個別避難支援計画の作成が進んでいない地域があるので、福祉課と協力して支援の方策を考える必要がある。</p>		<p>避難行動要支援者の地域での取り組みについては、地域での体制の構築が進むように手引書を作成していく。</p>	○
③ ボランティアとの連携強化	<p>災害時に必要な機動性や柔軟性を持つボランティアが円滑に活動できるようにするために、社会福祉協議会やボランティア関係団体と連携・協力しながら、ボランティアコーディネーターの養成や災害時のボランティアの受入体制づくりなど、ボランティアとの連携強化を進めます。</p>					<p>総合防災訓練において、岩倉防災ボランティアの会と社会福祉協議会が連携し、ボランティア支援本部運営訓練等を実施し、ボランティアとして岩倉中学校、南部中学校、岩倉総合高校の生徒も訓練に参加した。 平成30年2月に災害ボランティア講座を開催し、24名の市民の参加があった。</p>		<p>市と社会福祉協議会の共催で「災害ボランティア講座」を実施しているが、ボランティアコーディネーターの養成にはつながっていない。</p>		<p>災害時のボランティアの受け入れ体制については、引き続き社会福祉協議会と協力して、ボランティアコーディネーターの養成等により円滑に行えるよう、必要な対策を検討していく。</p>	△
(3) 防災施設や設備等の整備・充実	公共施設の耐震化率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%				○		
① 防災施設や設備等の整備・充実	<p>災害発生に備え、災害用資機材や備蓄倉庫などの防災設備の整備・充実を図ります。また、被害を最小限にするため住宅の耐震化・不燃化の促進とともに、災害時における応急、復旧対策を円滑に行うため避難場所や防災活動拠点施設などの充実を図ります。</p>					<p>住宅の不燃化を目的とした木造住宅への感震ブレーカーの設置についての補助制度は、平成29年度は8件に補助した。 災害時に施設を知的障がい者の福祉避難所として利用する協定を社会福祉法人いわくら福祉会と締結することができた。 レンタル事業者の株式会社アクティオと災害時の支援協定を締結し、避難所等で必要となる仮設トイレ、発電機等の生活関連資機材、物資の運搬に必要な車両等の優先的な提供を受けることができた。 震度5弱以上の地震発生時に避難所として開設する5つの小学校に発信専用の災害時優先電話である特設公衆電話の整備を行った。 大規模地震発生時に市内に発生することが想定される帰宅困難者対策として、中央公園を帰宅困難者支援ステーションと位置づけ、テント、飲料水、支援マップの配備を行った。</p>		<p>感震ブレーカーの設置補助金については、周知活動を前年以上に行ったものの平成28年度の33件から8件へと件数が減少した。 災害時に必要な備品や備蓄食料については、今後も計画的に購入を行う必要があるが、物資の保管場所が不足することが予見される。</p>		<p>災害時に必要な備品や備蓄食料については、今後も計画的に購入を行う必要があるため、支援物資の輸送手段や保管場所の整備に向けて検討する。 なお、協定を締結した市内の社会福祉法人に必要な備品については平成30年度に整備を行う。</p>	○
(4) 浸水対策の充実	下水道（雨水）整備計画に基づく雨水貯留施設整備進捗率	20.3%(H26)	20.3%	20.3%	44.1%				○		
① 浸水対策の充実	<p>集中豪雨による浸水被害などを防止して市民が安全に暮らせるように、下水道（雨水）整備計画に基づき、雨水貯留施設の設置や排水路の整備改修、排水機場等の適</p>					<p>雨水貯留槽の設置や浄化槽の雨水貯留槽への転用を推進し、浸水被害の緩和を図るため、工事説明会等で雨水貯</p>		<p>雨水貯留施設等設置費補助金について、申請件数が低迷しているため、PR方法を見</p>	<p>平成32年度までに、五条川小学校調整池を整備</p>	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	切な維持管理、さらに下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留槽への転用のPRに努め、浸水被害の軽減を図ります。また、県や流域市町などと連携して治水事業を推進します。					留施設等設置費補助金をPRした。		直す必要がある。	する予定。 雨水貯留施設等設置補助金について、下水道接続促進のための戸別訪問時に制度の説明を行う。	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち			節	第4節 防災・防犯					責任者	所属	消防本部総務課	
基本施策	2 消防・救急			総合計画書記載ページ	P90-93					氏名	伊藤 真澄		
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時に迅速、的確に対応できる消防・救急体制が整備され、消防・救急への安心感が高まっています。 ●地域の自主防災訓練や救命講習等に積極的に参加している市民が多いまちになっています。 ●消防団の活動環境が整備され、士気が一層高揚し、市民の安心感が高まっています。 			基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年11月に指揮隊を創設して、火災や事故などの災害に対する消防力の充実に図った。 ・市民に対し地域で行われた防災訓練、各種講習会、広報紙により救命知識・技術の普及に努めた。併せて、救急車の適正利用についての啓発を行った。 ・独居等高齢者住宅や危険物施設の予防査察を行い、火災予防に努めた。 ・平成29年度は、訓練塔を更新して職員の資質向上を図る訓練環境を整えた。 							
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値			目標値	算出根拠		
	消防・救急体制に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	84.2	84.2	-	-	87.4	88.2	90.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 消防体制の充実	消防水利充足率	82.0%(H26)	82.0%	82.3%	83.0%				○	
① 消防力の充実・強化	火災や事故などの災害の発生時に迅速・確実に対応するため、消防施設の整備や装備、消防水利の充実に図ります。					災害現場における消防の活動を統率する指揮隊を創設、緊急消防援助隊受援計画の策定、職員の増員による消防力の充実に図った。 防火水槽の耐震化については多額の費用がかかるため、優先順位を決めて簡易耐震化の計画を立てた。 平成29年度は、訓練塔を更新して職員の資質向上を図る訓練環境を整えた。		指揮隊に必要な指揮車の未整備。消防水利の耐震化。	指揮隊の活動を充実する。防火水槽簡易耐震化を実施する。	○
② 消防の広域化	増大する消防・救急需要や大規模災害等に適切に対応するため、近隣市町との連携を図るとともに、スケールメリットを生かした消防体制の充実・強化をめざして、消防通信指令事務の共同運用体制を検証する中で広域化の検討を進めます。					消防通信指令事務の共同運用により、関係市町との連携強化を図った。 愛知県主催の緊急消防援助隊等の各種広域訓練に参加した。		指令センターの運用状況を検証しながらの広域化についての近隣市町との協議が必要である。	関係市町と広域化について協議する。	○
③ 職員の資質向上	高度な知識・技術を習得するために消防職員の教育訓練を充実し、組織の総合力強化に努めます。					消防学校、消防大学校等での専門課程に職員を参加させた。参加後、他職員への情報提供に努めた。		幅広い知識の習得ができる教育訓練の実施を検討する必要がある。	長期的展望を持ち計画的な教育に取組む。	○
④ 消防団の活動支援	地域に密着した消防防災活動を強化するため、施設や装備の充実、教育訓練等により消防団の活動を支援します。また、消防団員の確保のため、団員の処遇改善を図るとともに、常備消防との連携強化に努めます。					消防団員に普通救命講習を実施した。 愛知県及び愛知県消防協会が事業展開する「あいち消防団応援の店」への登録を市内の店舗や事業所等に促し、地域ぐるみで消防団員の支援を行えるように努めた（平成30年3月末21件登録）。		消防団員の確保に苦慮する社会的な状況が進んでいる。	消防団員を、安定的に確保できる対策を検討する。	○
(2) 救急体制の充実	応急手当・普通救命・上級救命講習参加者数	2,418人(H26)	1,792人	1,750人	2,300人				○	
	バイスタンダーCPR実施率	57.5%(H26)	55.8%	56.9%	65.0%					
① 救急サービスの高度化	救急資機材及び装備を充実するとともに、救急隊と医療機関との連携を強化し、救急サービスの充実・高度化を図ります。また、緊急性のない患者等の救急要請により重症者への対応の遅れが生じないよう、救急車の適正利用について啓発に努めます。					救急需要が増大するなか、救急車の適正利用について広報紙や各種講習会、地区で行う防災訓練等で啓発活動を行った。		更なる救急車の適正利用に関する啓発活動の実施や高度化する救急活動に対する救急資機材の充実に努める必要がある。	引き続き、救急車の適正利用を啓発するとともに、計画的に必要な救急資機材の充実に努める。	○
② 専門的人材の育成	救急業務全般の高度化に対応するために、高度かつ専門的な知識・技術を習得した救急救命士・救急隊員を計画的に養成します。					新規養成としては、救急救命士1名と救急隊員3名の養成を行い救急出動体制の充実に図った。現任救急救命士のうち1名が指導救命士養成研修を修了した。 10月に尾張北部地区の消防職員を対象として、岩倉市内で開催されたNPO法人周生期医療支援機構が共催するBLSOコース勉強会に参加し、妊婦外傷を含む病院前産科救急的処置の知識と技術を修得した。		救急救命士の処置範囲が拡大して現場で高度な処置が行えるようになる一方で、救急需要は増大の一途を辿っているため救急救命士の養成が急務。	指導救命士により救急資格を持つ消防職員の教育カリキュラムを策定し、生涯教育の充実に努める。	○
③ 救命知識・技術の普及・啓発	より多くの市民が心肺蘇生法・AED（自動体外式除細動器）の取扱いなど、救命知識・技術を習得するとともに救急救命率の向上のために、応急手当講習・普通救命					応急手当等講習を76回開催し、1,750人が受講した。広報紙や各種イベント会場での普及啓発に加えホームペ		中学校で普通救命講習を開催する。	両中学校で実施する救命講習への参加を促す効	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	講習・上級救命講習への参加を促進します。					一斉を活用した参加者の募集を行った。		果的な方法を検討する。		
(3) 火災予防の充実	住宅用火災警報器設置率 (条例適合分)	59.0% (H26)	60.3%	61.0%	65.0%				○	
① 火災予防の充実	市民の防火意識の高揚を図るため、自主防災会で実施される防災訓練・少年消防クラブ等を支援します。また、防火対象物や危険物施設等の予防査察を強化し、防火管理業務の適正な実行の指導に努めるとともに、条例に基づく住宅用火災警報器の設置促進のためのPRや指導を行うことにより住宅の火災予防の推進を図ります。					自主防災会における防災訓練に参加し、市民の防火意識の高揚を図った。独居等高齢者住宅や危険物施設の予防査察を行い、火災予防や防火管理の指導を行った。		平成32年度から始まる、重大な消防法令違反の防火対象物を公表する制度についてすすめなければならない。	予防査察の充実を図り、違反の是正に取り組む。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第2章 自然と調和した安全でうるおいのあるまち	節	第4節 防災・防犯	責任者	所属	危機管理課						
基本施策	3 防犯・交通安全	総合計画書記載ページ	P94-97	氏名		秋田 伸裕						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の防犯意識が高まり、地域の自主的な防犯活動が活発に行われ、犯罪が発生しにくいまちになっています。 ●幼児から高齢者までの交通安全教育が行われ、市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通事故が少なくなっています。 	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防犯体制の強化については、青色防犯パトロール隊合同出発式などの地域コミュニティ意識向上や自主防犯活動の育成・強化を図っている。 ・各行政区からの防犯灯設置要望等に基づき、LED防犯灯を新規に整備するとともに、自転車盗対策のために安全安心カメラ2基を新規に整備した。 ・犯罪の防止に配慮した環境の整備を図るため、平成29年12月に「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例」を制定した。 ・通学路の防犯を目的として安全安心カメラ100台の寄附を受けた。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値					現状値			目標値	算出根拠
			年度	基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H32		
	歩行者や自転車の交通安全対策に満足している市民の割合	%	H25	58.4	58.4	-	-	57.1	55.6	67.0	・市民意向調査、市民アンケートによる	
	防犯面において安心できると考えている市民の割合	%	H26	28.6	-	28.6	-	26.6	22.8	27.0	・市民アンケートによる	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 地域防犯体制の強化	防犯パトロールなどの取組の支援や防犯対策に対して満足している市民の割合	71.7%(H25)	81.3%	74.9%	78.0%				○
	犯罪発生件数	508件(H26)	470件	497件	370件				
① 地域コミュニティ意識の向上	地域住民相互の協力関係や地域防犯活動が犯罪防止につながることから、地域での防犯教室の開催や防犯関連情報の提供などを通して、地域コミュニティの重要性や防犯への意識の向上を図ります。					警察、子ども・高齢者、学校・地域を代表する諸団体で構成する防犯ネットワーク会議において、各種団体間での意見交換や活動情報を共有し犯罪防止に努めてきた。また、各種団体や地域安全パトロール隊等の協力を得て、8月及び12月に犯罪撲滅啓発活動を実施した。これらの活動により市民へ犯罪撲滅を呼びかけたことなどから、犯罪発生件数は減少傾向にあるが、平成29年は前年比27件増加した。	地域での防犯教室は開催できていないため、実施方法について検討が必要である。また、平成29年度は犯罪発生件数が増えたため、一層の啓発や警察との連携が必要である。	地域での防犯教室の開催に関して、実施方法を検討していく。引き続き、各種団体との意見交換や情報提供、防犯活動を実施していく。	○
② 地域の自主防犯活動の育成・強化	地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行っていきます。また、子どもが危ない目にあった場合に助けを求めるときの「子ども110番の家」の増設を市民・事業所等の協力を得ながら促進します。					地域安全パトロール隊や児童を見守るスクールガードなど各種団体による自主防犯活動の育成・強化を図るため、防犯活動の支援や犯罪情報の提供等を行った。子どもの緊急避難場所としての「子ども110番の家」の周知・啓発を図った。また、各種団体や地域安全パトロール隊等の協力を得て、犯罪撲滅啓発活動を実施したほか、青色防犯パトロール隊合同出発式を行った。	各行政区及び地域安全パトロール隊による防犯設備等補助金申請の件数が減少傾向にある。	防犯設備等補助金申請の件数増加に向けて、内容の周知や広報活動をしていく。	○
(2) 防犯対策の環境整備	防犯灯設置数	3,183基(H26)	3,226基	3,244基	3,369基				○
① 防犯灯・防犯カメラの整備	犯罪の発生を抑制して市民を犯罪から守るため、防犯灯や自転車盗対策のための防犯カメラの整備を推進していきます。また、LED防犯灯の設置を進めるとともに、故障時には地域との連携を図りながら迅速な対応をしていきます。					平成29年度は各行政区からの防犯灯設置要望に基づき、18基LED防犯灯を新規に整備した。また、自転車盗対策のため岩倉駅東第2自転車駐車場に安全安心カメラ2基を新規に整備した。これらの環境整備やパトロール活動などにより、自転車盗発生件数は前年に比べ19件減少した。平成29年12月に「岩倉市安全安心カメラの設置及び運用に関する条例」を制定した。安全安心カメラ100台の寄附があり、通学路中心に設置した。	防犯対策の環境整備として、防犯灯や自転車盗対策のための安全安心カメラ整備が引き続き必要である。安全安心カメラ設置による効果を注視しながら、市内外にPRしていく必要がある。	引き続き、防犯灯や自転車盗対策のための安全安心カメラの整備を推進していく。また、安全安心カメラの設置について、PRしていくことで、犯罪の抑止に努める。	○
② 犯罪情報等の提供の充実	防犯対策の必要性を啓発し防犯意識の向上を図るため、ほっと情報メールや広報紙、ホームページを通じて窃盗犯主要手口別の犯罪発生状況などの情報を提供する					ホームページにて犯罪発生状況などの情報提供を行うとともに、警察作成の「交番だより」も掲載するなどして	犯罪発生件数は目標値達成のために、市内で多発している自転車盗対策の一層の周	ほっと情報メールや広報紙、ホームページを活用して	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H28	実績値 H29	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
	とともに、個人や家庭で活用できる防犯物品の紹介を行います。					<p>具体的な犯罪発生傾向や対策の周知に努めた。</p> <p>また、犯罪防止と啓発のため、市内の犯罪発生場所を表示した街頭犯罪等抑止マップを市役所1階に掲示するとともに、いわくら市民ふれ愛まつりでは、防犯コーナーを設け防犯物品の紹介と犯罪防止の啓発を行った。</p>		知及び防犯対策が必要である。	犯罪発生状況などの情報提供を充実していく。	
(3) 交通安全意識の高揚	交通安全教室参加者数	2,792人(H26)	3,261人	3,640人	3,500人				○	
① 交通安全教育・交通安全啓発事業の充実	幼稚園・保育園での交通安全教室の開催により、幼児の交通安全意識を育てるとともに、特に自転車による重大な事故を防止するため児童・高齢者には、より実践的な交通安全教育を行います。また、交通安全推進協議会による街頭指導や各種交通安全団体による啓発活動を支援します。					<p>幼児・児童・高齢者を対象とした交通安全教室や各種交通安全団体との連携による啓発活動の支援を行った。</p> <p>また、平成29年度は警察と連携をして南部中学校1年生を対象とした自転車の乗り方教室を行った。</p> <p>交通安全推進協議会による街頭指導は、朝の実施に加え、冬場の日没後に実施し啓発を行った。</p> <p>また、高齢者運転免許証自主返納事業では、広報紙に特集記事を掲載するなど、積極的に事業周知を行い平成29年度は65名の実績があった。</p>		高校生を対象とした交通安全教育・啓発活動の充実が必要である。	児童・生徒・高齢者に対する交通安全教育について、活動を充実していく。	○
② 交通ボランティア等の自主活動の育成・支援	通学路における児童の交通安全を地域ぐるみで見守るために、交通ボランティア等の地域活動の育成と支援を促進します。					通学路における児童の登校・下校時にPTA等により、地域ぐるみの見守り活動が行われている。児童の交通安全啓発活動に対して、交通ボランティアと連携・支援を行っている。		通学路安全ボランティア登録者数の拡大に向けて一層の周知が必要である。	引き続き、通学路安全ボランティア登録者拡大に向けた様々な取組をしていく。	○
(4) 交通安全環境の整備	交通事故（人身事故）件数	236件(H26)	216件	194件	220件				○	
① 交通安全施設の整備	安全・安心な交通環境を確保するため、ガードレール、カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、破損施設の早期発見及び修繕などの適切な維持管理に努めます。また、路面表示による注意喚起も適宜実施するとともに、通学路を含めカラー化した舗装の再舗装も必要に応じて実施します。					カーブミラーを6基、道路照明灯を2基新設した。また、破損している施設の適切な維持管理を行い、区画線の引き直し・交差点のカラー舗装化などを実施し、安全な交通環境の整備ができた。		カラー舗装化した通学路が施工後6年経過するため、一部路線にて再施工したが、今後も計画的な引き直しが必要となる。	引き続き、施設の適正な維持管理に努める。	○
② 違法駐車防止	警察との連携により、路上駐車・迷惑駐車に対するモラル向上の啓発活動や放置自動車対策に努めます。					放置車両対策として、月1回のパトロール（毎年2月には放置車両キャンペーンとして毎週）の実施と通報により対応している。放置車両の発見に努めるとともに発見した際は所有者に撤去指導を行っている。		放置車両については、長期放置されているものに対する早期解決策の検討が必要。	引き続き、パトロール等により対応していく。	○